

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年4月9日

【会社名】 株式会社マーベラスエンターテイメント

【英訳名】 Marvelous Entertainment Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中山 晴 喜

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー27階

【電話番号】 03-5793-9170

【事務連絡者氏名】 執行役員 中山 郁 伸

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー27階

【電話番号】 03-5793-9170

【事務連絡者氏名】 執行役員 中山 郁 伸

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 499,865,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	38,900株(注)	完全議決権株式であり、権利内容に んら限定のない提出会社における標準 となる株式です。なお、当社は単元株制 度を採用していません。

(注) 1 平成21年4月9日開催の取締役会決議によるものであります。

2 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	38,900株	499,865,000	249,932,500
一般募集			
計(総発行株式)	38,900株	499,865,000	249,932,500

(注) 1 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

2 第三者割当の方法によります。

3 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		中山 晴喜	
割当株数		38,900株	
払込金額		499,865,000円	
割当予定 先の内容	住所	東京都世田谷区	
	代表者の氏名		
	資本金の額		
	事業の内容		
	大株主及び持株比率		
当社との 関係	出資 関係	当社が保有して いる割当予定先 の株式の数	
		割当予定先が保 有している当社 の株式の数	普通株式16,499株
	取引 関係	取引関係	該当事項なし
		人的関係	割当予定先は当社代表取締役社長 最高経営責任者 兼 アドミ ニストレーションデパートメント チーフアドミニストラティ ブオフィサーあります。

当該株券の保有に関する事項	長期保有の方針であります。なお、発行日から2年以内に譲渡する場合は、直ちにその旨を当社に書面により報告する旨の内諾を得ております。
---------------	---

(注) 1 出資関係の欄は、平成20年12月31日現在におけるものであります。

2 割当予定先の選定理由

本増資の割当予定先である中山晴喜は、持株比率第二位(募集前)の大株主であり、同時に当社の代表取締役として経営のリーダーシップを取る立場にあります。したがって、「プレイステーション3」、「Xbox360」といったハイエンド・ゲーム機向けゲームソフトを成長ドライバーとして、株主価値を向上させる必要性を最も認識しているものと判断しております。また、現状の金融環境を総合的に鑑みて、投資家の需要動向に左右されず、確実に資金調達を実現するため、本増資の割当予定先として中山晴喜が適切であると判断し、選定致しました。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込 株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
12,850	6,425	1株	平成21年4月27日(月)	1株につき 12,850円	平成21年4月27日(月)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
 3 申込の方法は、下記申込取扱場所へ申込期間内に申込みのものといたします。
 4 申込証拠金は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
 5 申込証拠金には、利息をつけません。
 6 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式にかかる株式の割当てを受ける権利は消滅するもの
 いたします。
 7 新株式に対する配当起算日は平成21年4月27日といたします。
 8 当社は、割当予定先と会社法205条に基づき、総数引受契約を締結する予定であります。

(3) 【申込取扱場所】

下記の払込取扱場所と同一であります。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行日比谷支店	東京都港区西新橋1丁目3番12号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
499,865,000	3,000,000	496,865,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

第三者割当増資による資金の使途につきましては、新株式発行価額の総額499,865,000円から発行諸費用の概算額3,000,000円を差し引いた残額全額について、ハイエンド・ゲーム機向け当社オリジナルタイトルのゲームソフト開発資金に充当する予定です。

また、今回の第三者割当増資によって、当社の株主資本が増強され財務の安定性を高めることが出来るものと考えております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

第四部 組込情報の有価証券報告書（第11期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後（平成20年6月26日提出）、本有価証券届出書提出日（平成21年4月9日）までの間に生じた変更は以下のとおりとなっております。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成21年4月9日）において変更はありません。

（1）既存株式の希薄化リスク

今回の第三者割当増資により新規に発行する株式数は38,900株であります。これは、現在の発行済株式総数（募集前）の46.0%にあたり、結果として株式の希薄化が生じるものと認識しております。

しかし、中期的にはハイエンド・ゲーム機向けゲームソフトを成長ドライバーとして、今回の株式希薄化割合を上回る株主価値を創出できると考えております。したがって、発行数量及び株式の希薄化の規模は既存株主にとっても合理的であるものと判断いたしました。

2. 自己株式の取得等の状況

当社が平成20年6月26日に提出した有価証券報告書(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)の内容は添付のとおりであり、自己株式の取得等の状況に該当事項はありません。なお、当該有価証券報告書提出後、平成21年4月9日までの自己株式の取得及び取得自己株式の処理の状況は以下のとおりであります。

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

平成21年4月9日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(平成20年9月1日)での決議状況 (取得期間 平成20年9月2日~平成20年11月28日)	2,000		50,000,000
報告期間における取得自己株式(取得日)	9月3日	30	612,400
	9月4日	25	482,750
	9月5日	25	480,350
	9月8日	28	536,380
	9月9日	25	509,400
	9月10日	22	456,000
	9月11日	32	677,500
	9月12日	20	432,850
	9月16日	37	737,500
	9月17日	8	165,300
	9月18日	15	314,500
	10月1日	21	409,750
	10月2日	20	394,750
	10月3日	24	474,800
	10月6日	17	326,750
	10月7日	18	315,660
	10月8日	18	280,400
	10月9日	15	209,300
	10月10日	18	235,860
	10月22日	83	1,722,040
	10月23日	91	1,785,280
	10月24日	80	1,664,500
	10月27日	130	2,586,280
	10月28日	131	2,555,550
	10月29日	80	1,663,600
	10月30日	72	1,465,560
10月31日	80	1,670,730	
11月4日	73	1,533,340	
11月5日	79	1,666,570	
11月6日	63	1,360,460	
計	1,380	27,726,110	
自己株式取得の進捗状況(%)	69.0	55.5	

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

平成21年4月9日現在

報告期間末日現在における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	84,480
保有自己株式数	1,380

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 自 平成19年4月1日 (第11期) 至 平成20年3月31日	平成20年6月26日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	第11期有価証券報告書に係る 訂正報告書	平成20年9月24日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 自 平成20年10月1日 (第12期第3四半期) 至 平成20年12月31日	平成21年2月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月22日

株式会社マーベラスエンターテイメント
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 湯本 堅司

指定社員
業務執行社員 公認会計士 唐木 秀明

指定社員
業務執行社員 公認会計士 那須 伸裕

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マーベラスエンターテイメントの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マーベラスエンターテイメント及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月10日

株式会社マーベラスエンターテイメント
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯本 堅司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 唐木 秀明 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 那須 伸裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マーベラスエンターテイメントの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マーベラスエンターテイメント及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月20日

株式会社マーベラスエンターテイメント
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 湯本 堅司

指定社員
業務執行社員 公認会計士 唐木 秀明

指定社員
業務執行社員 公認会計士 那須 伸裕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マーベラスエンターテイメントの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マーベラスエンターテイメント及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月22日

株式会社マーベラスエンターテイメント
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 湯本 堅司

指定社員
業務執行社員 公認会計士 唐木 秀明

指定社員
業務執行社員 公認会計士 那須 伸裕

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マーベラスエンターテイメントの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マーベラスエンターテイメントの平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月20日

株式会社マーベラスエンターテイメント
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 湯本 堅司

指定社員
業務執行社員 公認会計士 唐木 秀明

指定社員
業務執行社員 公認会計士 那須 伸裕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マーベラスエンターテイメントの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マーベラスエンターテイメントの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。